

厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件
新旧対照条文

厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 指定療養介護の施設基準</p> <p>イ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1のイの(1)療養介護サービス費()を算定すべき指定療養介護の単位(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第三項に規定する指定療養介護の単位をいう。以下同じ。）の施設基準</p> <p>当該指定療養介護の単位（指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六号までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の単位を除く。）()ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する生活支援員（以下この号において「生活支援員」という。）の員数が、常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第二条第十五号又は障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」と</p>	<p>一 指定療養介護の施設基準</p> <p>イ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第5の1のイの療養介護サービス費()を算定すべき指定療養介護の単位(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第三項に規定する指定療養介護の単位をいう。以下同じ。）の施設基準</p> <p>当該指定療養介護の単位()ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する生活支援員（以下この号において「生活支援員」という。）の員数(生活支援員として看護師を配置している場合にあつては、平成二十四年三月三十一日までの間、看護師以外の生活支援員の員数と生活支援員として配置されている看護師の員数に一・五を乗じて得た数の合計数とする。以下この号において同じ。)が、常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第二条第十五号又は障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八</p>

いう。(第二十五条第十五号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。)で、前年度の利用者(介護給付費等単位数表第5の1の注2に規定する者を除く。ロの(1)、ハの(1)及び二の(1)において同じ。)の数の平均値を二で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第5の1のイの(2)の療養介護サービス費

(一)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げるもののいずれかに該当する指定療養介護事業所であること。

(1) 当該指定療養介護の単位(指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六号までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の単位を除く。)(二)に置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を三で除して得た数以上であること。

(2) 指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所(以下「特例指定療養介護事業所」という。)であつて、当該指定療養介護の単位(二)に置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者(介護給付費等単位数表第5の1の注2に規定する者を含む。ハの(2)、二の(2)及びへからちまでにおいて同じ。)の数の平均値を三で除して得た数以上であること。

ハ 介護給付費等単位数表第5の1のイの(3)の療養介護サービス費

(一)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。(第二十五条第十五号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。)で、前年度の利用者(介護給付費等単位数表第5の1の注2に規定する者を除く。ロから二までにおいて同じ。)の数の平均値を二で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第5の1のロの療養介護サービス費(一)を

算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

当該指定療養介護の単位(二)に置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を三で除して得た数以上であること。

ハ 介護給付費等単位数表第5の1のハの療養介護サービス費(一)を

算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げるもののいずれかに該当する指定療養介護事業所であること。

(1) 当該指定療養介護の単位(指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六号までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の単位を除く。)ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四で除して得た数以上であること。

(2) 特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四で除して得た数以上であること。

二 介護給付費等単位数表第5の1のイの(4)の療養介護サービス費(一)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げるもののいずれかに該当する指定療養介護事業所であること。

(1) 当該指定療養介護の単位(指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六号までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の単位を除く。)ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。

(2) 特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。

ホ 介護給付費等単位数表第5の1のイの(5)の療養介護サービス費(一)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、

当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を四で除して得た数以上であること。

二 介護給付費等単位数表第5の1の二の療養介護サービス費(一)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。

ホ 介護給付費等単位数表第5の1のホの療養介護サービス費(一)を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、

常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を六で除して得た数以上であること。

へ 介護給付費等単位数表第5の1の口の(1)の経過的療養介護サービス費()を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

特例指定療養介護事業所であつて、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を二で除して得た数以上であること。

ト 介護給付費等単位数表第5の4のイの人員配置体制加算()を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

介護給付費等単位数表第5の1の口の(1)の経過的療養介護サービス費()を算定している特例指定療養介護事業所であつて、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を一・七で除して得た数以上であること。

チ 介護給付費等単位数表第5の4の口の人員配置体制加算()を算定すべき指定療養介護の単位の施設基準

介護給付費等単位数表第5の1のイの(2)の療養介護サービス費()を算定している特例指定療養介護事業所であつて、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を二・五で除して得た数以上であること。

二 指定生活介護等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第6の1の八の経過的な生活介護サービス費を算定すべき指定生活介護の施設基準

指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているものとみなされた指定障害者支援施設(障害者自立支援法(平成十

指定障害福祉サービス基準附則第三条第二項の規定により読み替えて適用される指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する数以上であること。

二 指定生活介護等の施設基準

七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)であること。

ロ二 (略)

ホ 介護給付費等単位数表第6の11の延長支援加算を算定すべき指定生活介護事業所等の施設基準

次の及びに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定障害福祉サービス基準第八十九条に規定する運営規程に定める営業時間が八時間以上であり、かつ、利用者に対して八時間を超えて指定生活介護等を行うこと。

(2) 指定障害福祉サービス基準の基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1以上配置して行うこと。

二の二 指定短期入所の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第7の1のロの(1)の医療型短期入所サービス費()又は同八の(1)の医療型特定短期入所サービス費()若しくは医療型特定短期入所サービス費()を算定する指定短期入所事業所の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定短期入所事業所であること。

(1) (3) (略)

ロ 介護給付費等単位数表第7の1のロ及び八の医療型短期入所サービス費()若しくは医療型短期入所サービス費()又は医療型特定短期入所サービス費()若しくは医療型特定短期入所サービス費()を算定すべき指定短期入所事業所の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げるものいずれかに該当する指定短期入所事業所であること。

(1) (2) (略)

イ八 (略)

二の二 指定短期入所の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第8の1のロの(1)の医療型短期入所サービス費()又は同八の(1)の医療型特定短期入所サービス費()を算定する指定短期入所事業所の施設基準

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定短期入所事業所であること。

(1) (3) (略)

ロ 介護給付費等単位数表第8の1のロ及び八の医療型短期入所サービス費()若しくは医療型短期入所サービス費()又は医療型特定短期入所サービス費()若しくは医療型特定短期入所サービス費()を算定すべき指定短期入所事業所の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げるものいずれかに該当する指定短期入所事業所であること。

(1) (2) (略)

八 介護給付費等単位数表第7の1の八の医療型特定短期入所サービス費()又は医療型特定短期入所サービス費()を算定すべき指定短期入所事業所の施設基準

次の(1)又は(2)に掲げるもののいずれかに該当する指定短期入所事業所であること。

(1) 医療法第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所

(2) 介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設

二の三 指定共同生活介護の施設基準

介護給付費等単位数表第9の8の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定共同生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第百二十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第百二十八条の規定により指定共同生活介護事業所に置くべき世話人又は生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第9の8の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であること。

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第9の8の注に規定する厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3)・(4) (略)

三 指定施設入所支援等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第10の1のホの経過的施設入所支援サービス費を算定すべき指定施設入所支援の施設基準

指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者

二の三 指定共同生活介護の施設基準

介護給付費等単位数表第10の8の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定共同生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第百二十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第百二十八条の規定により指定共同生活介護事業所に置くべき世話人又は生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第10の8の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であること。

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第10の8の注に規定する厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3)・(4) (略)

三 指定施設入所支援等の施設基準

施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているものとみなされた指定障害者支援施設であること。

ロ 介護給付費等単位数表第10の2の夜勤職員配置体制加算を算定すべき指定施設入所支援等の単位（介護給付費等単位数表第10の1の注1に規定する指定施設入所支援等の単位をいう。以下同じ。）の施設基準

夜勤を行う職員として、指定施設入所支援等の単位ごとに置くべき指定障害者支援施設基準第四条第一項第五号に規定する生活支援員（ロにおいて「生活支援員」という。）の員数が次の（1）から（3）までのいずれかに該当すること。

(1) 前年度の利用者の数（介護給付費等単位数表第10の1の注1に掲げる（2）又は（3）のいずれかに該当する者にあつては、当該利用者の数に三分の二を乗じて得た数とする。以下この号において同じ。）の平均値が二十一人以上四十人以下の指定施設入所支援等の単位にあつては、二以上

(2) ・ (3) (略)

ハ 介護給付費等単位数表第10の11の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定施設入所支援等の単位の施設基準

(1) 介護給付費等単位数表第10の11の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。

(2) (略)

(3) 精神科を担当する医師による定期的な指導が月二回以上行われていること（施設の運営規程における主たる対象とする障害の種類が精神障害である場合に限る。）。

(4) ・ (5) (略)

四 指定自立訓練（生活訓練）の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第11の2の夜勤職員配置体制加算を算定すべき指定施設入所支援等の単位（介護給付費等単位数表第11の1の注1に規定する指定施設入所支援等の単位をいう。以下同じ。）の施設基準

夜勤を行う職員として、指定施設入所支援等の単位ごとに置くべき指定障害者支援施設基準第四条第一項第五号に規定する生活支援員（ロにおいて「生活支援員」という。）の員数が次の（1）から（3）までのいずれかに該当すること。

(1) 前年度の利用者の数（介護給付費等単位数表第11の1の注1に掲げる（2）又は（3）のいずれかに該当する者にあつては、当該利用者の数に三分の二を乗じて得た数とする。以下この号において同じ。）の平均値が二十一人以上四十人以下の指定施設入所支援等の単位にあつては、二以上

(2) ・ (3) (略)

ロ 介護給付費等単位数表第11の11の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定施設入所支援等の単位の施設基準

(1) 介護給付費等単位数表第11の11の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。

(2) (略)

(3) 精神科を担当する医師による定期的な指導が月二回以上行われていること。

(4) ・ (5) (略)

四 指定自立訓練（生活訓練）の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第12の1の3の地域移行支援体制強化加算を算定すべき指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項第一号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所等をいう。以下同じ。）の施設基準

(1)・(2) (略)

ロ 介護給付費等単位数表第12の5の短期滞在加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等の施設基準

(1) 短期滞在加算（ ）を算定すべき場合の施設基準

(一) 居室の定員が四人以下（指定障害者支援施設基準附則第十六条の規定による指定障害者支援施設が行う場合にあつては、原則として四人以下）であること。

(二) (略)

(2) (略)

ハ 介護給付費等単位数表第12の5の9の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定宿泊型自立訓練（生活訓練）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第六十六条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第12の5の9の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置され

イ 介護給付費等単位数表第13の1の3の地域移行支援体制強化加算を算定すべき指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項第一号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所等をいう。以下同じ。）の施設基準

(1)・(2) (略)

ロ 介護給付費等単位数表第13の5の短期滞在加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等の施設基準

(1) 短期滞在加算（ ）を算定すべき場合の施設基準

(一) 居室の定員が四人以下（指定障害者支援施設基準附則第十六条の規定による指定障害者支援施設（障害者自立支援法）平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。）が行う場合にあつては、原則として四人以下）であること。

(二) (略)

(2) (略)

ハ 介護給付費等単位数表第13の5の9の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定宿泊型自立訓練（生活訓練）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第六十六条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第13の5の9の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置され

ているとともに、介護給付費等単位数表第12の5の9の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3)・(4) (略)

二 介護給付費等単位数表第12の8の精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等の施設基準

- (1) 精神障害者退院支援施設加算（）を算定すべき場合の施設基準
- (一) 用定員が次の(ア)又は(イ)に掲げる精神障害者退院支援施設（）
介護給付費等単位数表第12の8の注に規定する精神障害者退院支援施設をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める基準を満たしていること。

(ア) 病院の建物内の医療法第七条第二項第一号に規定する精神病床を転換して設けられたもの（以下「病床転換型」という。）二十人以上六十人以下

(1) (略)

(二) (六) (略)

(2) (略)

五 指定就労移行支援の施設基準

介護給付費等単位数表第13の9の精神障害者退院支援施設加算を算定すべき介護給付費等単位数表第13の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所等の施設基準

イ・ロ (略)

五の二 指定就労継続支援A型の施設基準

介護給付費等単位数表第14の1のイの就労継続支援A型サービス費（）を算定すべき介護給付費等単位数表第14の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等の施設基準

ているとともに、介護給付費等単位数表第13の5の9の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3)・(4) (略)

二 介護給付費等単位数表第13の8の精神障害者退院支援施設加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等の施設基準

- (1) 精神障害者退院支援施設加算（）を算定すべき場合の施設基準
- (一) 用定員が次の(ア)又は(イ)に掲げる精神障害者退院支援施設（）
介護給付費等単位数表第13の8の注に規定する精神障害者退院支援施設をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める基準を満たしていること。

(ア) 病院の建物内の医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第一号に規定する精神病床を転換して設けられたもの（以下「病床転換型」という。）二十人以上六十人以下

(1) (略)

(二) (六) (略)

(2) (略)

五 指定就労移行支援の施設基準

介護給付費等単位数表第14の9の精神障害者退院支援施設加算を算定すべき介護給付費等単位数表第14の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所等の施設基準

イ・ロ (略)

五の二 指定就労継続支援A型の施設基準

介護給付費等単位数表第15の1のイの就労継続支援A型サービス費（）を算定すべき介護給付費等単位数表第15の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等の施設基準

当該指定就労継続支援A型事業所等ことに置くべき指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

六 指定就労継続支援B型の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第15の1のイの就労継続支援B型サービス費() (ロにおいて「就労継続支援B型サービス費()」という。) を算定すべき介護給付費等単位数表第15の1の注2に規定する指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

当該指定就労継続支援B型事業所等ことに置くべき指定障害福祉サービス基準第百九十九条において準用する指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員(ロにおいて「職業指導員等」という。) の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第15の14の目標工賃達成指導員配置加算を算定すべき指定就労継続支援B型等の施設基準

就労継続支援B型サービス費() を算定する指定就労継続支援B型事業所等であつて、当該指定就労継続支援B型事業所等に置くべき職業指導員等の数に、介護給付費等単位数表第15の14の注に規定する目標工賃達成指導員の数を加えた総数が、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上であること。

七 指定共同生活援助の施設基準

介護給付費等単位数表第16の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準

当該指定就労継続支援A型事業所等ことに置くべき指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

六 指定就労継続支援B型の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第16の1のイの就労継続支援B型サービス費() (ロにおいて「就労継続支援B型サービス費()」という。) を算定すべき介護給付費等単位数表第16の1の注2に規定する指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

当該指定就労継続支援B型事業所等ことに置くべき指定障害福祉サービス基準第百九十九条において準用する指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員(ロにおいて「職業指導員等」という。) の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第16の14の目標工賃達成指導員配置加算を算定すべき指定就労継続支援B型等の施設基準

就労継続支援B型サービス費() を算定する指定就労継続支援B型事業所等であつて、当該指定就労継続支援B型事業所等に置くべき職業指導員等の数に、介護給付費等単位数表第16の14の注に規定する目標工賃達成指導員の数を加えた総数が、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上であること。

七 指定共同生活援助の施設基準

介護給付費等単位数表第17の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準

第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第二百八条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人に加え、介護給付費等単位数表第16の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人を配置することが可能であること。

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第16の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3) ・ (4) (略)

第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

(1) 指定障害福祉サービス基準第二百八条の規定により指定共同生活援助事業所に置くべき世話人に加え、介護給付費等単位数表第17の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人を配置することが可能であること。

(2) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第17の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(3) ・ (4) (略)